



本町の水道事業について考える

●問い合わせ先／建設課 ☎28-1963

水道広域連携について

今後の水道事業は、人口減少による給水収益の減少（それに伴う料金の値上げ）や施設の老朽化に伴う更新費用の増加、事業を支える人材・技術力の不足など、厳しい状況が見込まれます。

そのため、将来にわたり安全・安心な水を適切な料金で安定供給できるシステム構築を目的に、県が音頭を取る形で「広島県水道企業団設立準備協議会（準備協議会）」が設置され、令和5年度、水道事業の統合に向け、協議を進めています。

本町も、この準備協議会に参画し、内容を協議しているところであり、最終的な企業団参画について、本年度中に一定の判断を行う予定です。

単独経営と広域連携の比較

企業団参画により何がかわるのか、比較表で整理しました。

企業団に参画すると、企業団として本町水道事業（簡易水道）を管理・運営することになります。具体的には、本部の他、事業開始時は、役場内に企業団の安芸太田事務所（仮称）が置かれます。

料金（下水道料金含む）は企業団から請求されることとなりますが、役場窓口での給水契約手続き、料金収納は継続されます。

また、本町は職員数が少ないこともあり、水道の技術職員を確保することができず、知識の蓄積に課題がありました。その点、企業団であれば専門知識や技能を有する人材を確保することが可能となります。

企業団では、緊急時対応（冬期漏水等）は、町等と連携して対応することも考えられています。

水道料金は、企業団では、令和14年度時点で、単独経営に比べ35円/m³抑制できると見込まれています。

簡易水道以外の地域水道組合等への緊急時対応も、企業団が町と災害協定を締結し、町と連携しながら対応することが可能と聞いております。

広域連携の課題

そもそも町民の生活にかかせないライフラインを委ねることをどう考えるか。

企業団になると、企業団議会や市町長会議（仮称）で、町の意見を反映することはできますが、企業団としては構成団体全体の体制・バランスを踏まえて取り組みを進められることとなり、どこまで本町の個別事情に対応できるかは未知数です。

また、準備協議会に参画されていない市町（統合以外の連携）もあり、結果として、財政的にも技術的にも厳しい地域同士が運営していくことになるかもしれません。準備協議会では、その中で、目的達成のため、協議、検討を進めているところです。

【参考】
○統合以外の連携（6市町）
広島市、呉市、尾道市、福山市、大竹市、海田町

水道事業意見交換会

この度の水道事業広域連携の検討を機に、町民の皆さんが「安全な水を安心・安定して飲み続けること」の課題や考えていること等について共有し、議論をするための意見交換会を開催します。



延期

●1月24日(月) 午後6時30分
川・森・文化・交流センター
(やまびこホール)

●1月27日(木) 午後2時
筒賀福祉センター
2階大広間

●1月30日(日) 午後10時
戸河内ふれあいセンター
(メイプルホール)

水道事業意見交換会は、コロナウィルス感染症拡大防止のため、延期とさせていただきます。今後の開催については、改めてお知らせいたします。

■安芸太田町簡易水道事業の状況

	項 目	備 考
施設・管路	浄水場 (23箇所) 配水池 (32池) 管 路 (約135km)	施設は整備から60年以上経過している施設もあり、管路は約40%が布設から30年以上経過している状況があることから、計画的な更新が必要で、今後40年間で20億円以上の事業費が見込まれている。
水道利用状況	町簡易水道 73% 地元水道組合 11% その他 (自己水源等) 16%	令和3年3月末現在
水道料金	10m ³ 使用料金：1,444円/月 ※メーター口径13mmの場合	県内で6番目に安い料金 (令和2年4月現在) 平成22年以来、料金改定なし。
収支状況 (令和2年度決算)	収入…20,700万円 (内一般会計繰入金5,400万円) 支出…20,643万円	不足部分は町からの支出金で対応 (なお、支出に人件費は含んでいない。)
町職員 (水道担当)	建設課上下水道係 4名 各支所住民生活課 各2名	下水道等、他業務兼任で対応している。緊急時は、町全体 (他課の支援) により対応している。

■単独経営と企業団の比較 ※企業団：広島県水道企業団事業計画骨子等より

	町 (単独経営)	企業団 (統合による連携) ※令和5年度以降
組 織	○引き続き、町が運営	○広域連合企業団を設立し運営 ・事務局は本部と16事務所体制とし、本町の水道部門は「企業団安芸太田事務所 (仮称)」に移行 ・水道の専門知識や技能を有する人材を確保し、本部は事務所をバックアップする。 ・会計は、事業 (市町等) ごとに区分して経理
職 員	○引き続き、町職員を配置 ・職員は他業務と兼務し必要に応じて柔軟に対応 ・専門知識への課題あり	○企業団職員を配置 (当初は町から職員派遣) ・職員は水道業務のみを専門で扱う ・事業開始時は、現行の常勤職員数を基本に設定
施設整備	○国交付金を活用し、全体最適の観点から施設の配置や規模を検討し整備	○ (同左) ※単独経営に比べ交付金対象事業が拡充する。
住民サービス	○引き続き、町職員で対応 ・新規サービスを導入できる可能性もあるが、コスト高となる	○事業開始時は、現行の窓口を維持 ・企業団全体での新規サービスの導入 (インターネット給水受付等) により住民の利便性を向上
維持管理	○引き続き、町職員で対応 ・施設の監視・維持管理は、外部委託を含め効率的な運営を検討	○構成団体に重複する業務の一元化や外部委託、一括発注等による業務の効率化 (情報システムの統一やDXの推進等)
危機管理	○引き続き、町全体で連携を取り対応 ・日本水道協会等からの支援	○本部と各事務所が連携し、企業団全体で対応するほか、構成団体とも連携を図る。 ・日本水道協会等からの支援を企業団に引き継ぐ ・構成団体と企業団で災害協定を締結
水道料金	○将来の更新需要や収支等を踏まえ、適切な料金水準を設定 ・必要に応じて改定を実施 ・水道料金 (供給単価) の見込 令和2年度…173円/m ³ ⇒ 令和14年度…242円/m ³	○ (同左) ・企業団からの料金請求となるが、当面、事業別 (市町等) 料金を維持 ・概ね5年ごとに料金を見直し、必要が生じた場合、構成団体の意見等を踏まえ、改定を実施 ・水道料金 (供給単価) の見込 令和2年度…173円/m ³ ⇒令和14年度…207円/m ³
簡水以外	○引き続き町で対応	○引き続き町で対応。ただし企業団からの支援も可能